

第75回「人権週間」12月4日～10日
～なんでもおしえて こころのもやもや～

特設人権相談

日時 12月8日(金)午後1時30分～午後4時
※受付終了 午後3時30分
場所 あいあいセンター4階 会議室

差別やいじめ、職場でのハラスメントなどでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員はあなたの身近な相談相手です。

問合せ先 津地方法務局四日市支局四日市人権擁護委員協議会 TEL353・4365
福祉課 TEL366・7116

人権ポスター展

11月11日～12月10日

三重県の「差別をなくす強化月間」です

町内小学校5、6年生のみなさんに人権をテーマにポスターの制作に取り組んでいただきました。ポスター展では各校から選考された80作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

期間 ①11月18日(土)～12月5日(火)
午前9時～午後5時
②12月7日(木)～12月21日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日を除く)

場所 ①あいあいセンター2階展示ホール
②役場1階町民ホール

生涯学習課 TEL366・7140

11月25日～12月1日は
「犯罪被害を考える週間」

私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪に遭うかわかりません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

犯罪被害に遭われた方が平穏な生活を取り戻すには、周りにいる私たちの寄り添う気持ちや配慮が必要です。

もし、あなたやあなたの大切な方が犯罪被害に遭われたり、周囲に犯罪被害で悩んでいる方がいたら、ご相談ください。

問合せ先 福祉課 TEL366・7116

11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動

「DVかも…」と思ったら、すぐ相談を

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。身体的な暴力のほか、暴言やモラルハラスメント等の精神的または経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

どうしたらいいのかわからなくなったときは、一人で悩まずにすぐに相談してください。

相談窓口

北勢福祉事務所(女性相談) TEL352・0557 ※平日午前8時30分～午後4時
四日市北警察署 TEL366・0110

DV相談+(プラス)

電話・メール24時間受付(365日対応) TEL0120・279・889
チャット相談 正午～午後10時(10か国語対応)



「女性の人権ホットライン」強化週間 (11月15日～21日)

法務省と全国人権擁護委員連合会では、DV、職場での差別、ストーカー、セクシャル・ハラスメントなどでお悩みの方に「女性の人権ホットライン」で相談対応をしています。

強化週間中は相談時間を延長して特設電話相談所を開設します。気軽にご相談ください。

相談窓口

全国共通ナビダイヤル TEL0570・070・810

強化週間中 平日 午前8時30分～午後7時、11月18日(土)、19日(日) 午前10時～午後5時



こどもの「命」と「権利」そして「未来」は社会全体で守りましょう

あなたしか 気づいてないかも そのサイン



児童虐待ってなんだろう？

- 身体的虐待・・・殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、しつけによる体罰など
- 性的虐待・・・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、夜間に子どもだけを残して外出する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待・・・言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

SOSのサインを見つけてください

虐待を防ぐためには周囲の人が小さな異変や違和感に気づくことが重要です。虐待を受けている子どもだけでなく、保護者にも何かしらのサインが現れます。

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き声、叫び声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあと(あざ)が見られる
- ・衣類やからだ、いつも汚れている
- ・落ち着きなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる
- ・親やきょうだいの世話、家のことを子どもが担っている 等

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子育てに関して拒否的・無関心である
- ・強い不安や悩みを抱えている
- ・子どものけがについて不自然な説明をする 等



子ども家庭課では、相談内容に応じた子育て支援サービス・制度、関係機関との連絡調整などの支援を行っています。子どもや子育て家庭に関する内容であれば、どんな相談にも対応します。

また、児童虐待かもしれないといった相談も対応しています。どこの家庭でも起こりうる問題として、地域全体で子育て家庭を見守っていきましょう。

何か気になることがあったら相談(通告)していただきますようお願いいたします。調査の結果、虐待でなかったとしても通告者に責任はありません。手遅れになる前にためらわずに通告をお願いします。それは子どもだけでなく、苦しんでいる保護者も救うことになるのです。

ご相談はこちらへ

子ども家庭課 TEL366・7130
健康推進課 TEL365・1399
北勢児童相談所 TEL347・2030

189 (いちやく)

児童相談所虐待対応ダイヤル